

大熊分析・研究センターにおける除草作業

仕様書

令和6年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

福島廃炉安全工学研究所

大熊分析・研究センター

プロジェクト管理課

1. 件名

大熊分析・研究センターにおける除草作業

2. 目的

本仕様書は、経済産業省より交付を受けた「放射性物質研究拠点施設等運営事業費補助金」事業の一環として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）福島廃炉安全工学研究所大熊分析・研究センター敷地内の除草作業を受注者に請負わせるため、その仕様について定めたものである。

3. 実施場所

福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 5 番地、22 番地

原子力機構 福島廃炉安全工学研究所

大熊分析・研究センター 施設管理棟及び第 1 棟

*大熊分析・研究センターの敷地は東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所敷地内にあり、帰還困難区域になっている。また、第 1 棟は福島第一原子力発電所構内にあるため、帰還困難区域等への入域の手続きについては、別途原子力機構担当者へ問合せ、確認を行うこと。

4. 納期

令和 6 年 12 月 27 日（金）

実施時期については、受注後天候等を考慮し機構と受注者で協議の上、決定する。

5. 作業内容

別図に示す作業範囲について下記の通り除草作業を実施する。（年 1 回）

● 共通事項

- ① 重要機器及び縁石周囲等、草刈機で除去できない部分は、手作業で行うこと。
- ② 残草の集積は十分に行うこと。
- ③ 刈草は機構担当者が指定する場所に仮置きすること。
- ④ 飛び石等がある場所での除草作業の際は飛散防止ネットを使用すること。

● 施設管理棟周辺フェンス内外（対象面積：約 2090 m²）

- ① 残草を集積し、フレキシブルコンテナバックに詰め込むこと。

● 放射性物質分析研究施設第 1 棟周辺（対象面積：約 143 m²）

- ① 残草を集積し、フレキシブルコンテナバック（体積 1m³ 未満）に詰め込むこと。
- ② 刈草は機構担当者が指定する場所（発電所構内）に搬入すること。

6. 試験・検査

終了時検査

作業終了時、仕様書に定める作業が実施されたかどうか受注者立会のもと目視にて確認する。

7. 検収条件

「6. 試験・検査」の合格及び「9. 提出書類」の完納をもって、検収とする。

8. 業務に必要な資格等

受注者は、本業務を実施するにあたり下記の法定資格者等を配置又は選任すること。

なお、資格者は重複しても構わないこととする。

(1) 放射線業務従事者※1

(2) 作業責任者等認定制度に基づく現場責任者※2

※1 放射線従事者中央登録センターが運営している被ばく線量登録管理制度に登録したうえで必要な教育の受講及び特殊健康診断を受診し、放射線管理区域を有する事業者による放射線作業従事者指定を受けた者。

※2 作業責任者等認定制度の現場責任者は、個別教育の受講により、所定の理解度が得られた者から原子力機構が認定する。作業責任者等認定制度に係る認定者がいない場合は原子力機構に受講申請を行い、業務開始までに認定（新規認定又は更新（3年ごと）する場合、受講時間は3時間）を受けらるること。

なお、原子力機構他拠点での認定者又は請負業者の教育で同等の内容を受講済みである場合は、教育履歴等の提出により、認定担当課室長が認定要件を勘案の上、免除することができる。

9. 提出書類

No	書類名	指定様式	提出期日	部数	備考
1	実施要領書	指定なし	契約締結後速やかに	1部	
2	作業工程表	指定なし	〃	1部	
3	作業計画書	原子力機構 指定様式	〃	1部	
4	安全衛生チェックリスト	原子力機構 指定様式	〃	1部	
5	作業手順書	原子力機構 指定様式	〃	1部	
6	作業人名簿	原子力機構 指定様式	〃	1部	総括責任者、現場責任者を含む。
7	作業安全組織図	原子力機構 指定様式	〃	1部	

No	書類名	指定様式	提出期日	部数	備考
8	委任又は下請負届 (下請負等がある 場合に提出のこ と)	原子力機構 指定様式	契約締結後速や かに	1部	実施体制図を含 む。
9	リスクアセスメント ワークシート	機構指定様 式	〃	1部	
10	緊急時連絡表	指定なし	〃	1部	
11	KY・TBM 実施シート	機構指定様 式	作業日の都度	1部	
12	作業報告書	指定なし	作業終了後速や かに	1部	
13	その他機構が必要と する書類	指定なし	必要に応じ随時	1部	

(提出場所)

原子力機構 大熊分析・研究センター プロジェクト管理課

10. 支給物品及び貸与品

なし

11. 適用法規・規格基準

本作業をするにあたって、以下の法令、規格、基準等を適用または準用して行うこと。

- ① 労働安全衛生法、同施行令及び関係法規、諸規程
- ② 福島廃炉安全工学研究所 安全衛生管理規則
- ③ 福島廃炉安全工学研究所リスクアセスメント及びKY・TBM実施規則
- ④ その他関係法令及び福島廃炉安全工学研究所並びに大熊分析・研究センター諸規程

12. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するに当たり、受注者を代表して直接指揮命令する者（以下、「総括責任者」という。）を選任し、次の任務にあたらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する機構との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持及びその他本契約業務の処理に関する事項

13. 検査員及び監督員

検査員 一般検査 管財担当課長

監督員 大熊分析・研究センター プロジェクト管理課員

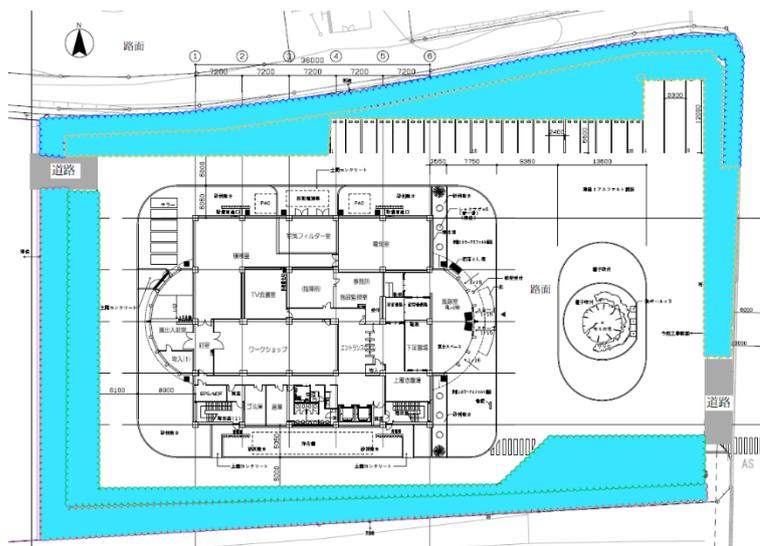
1 4. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

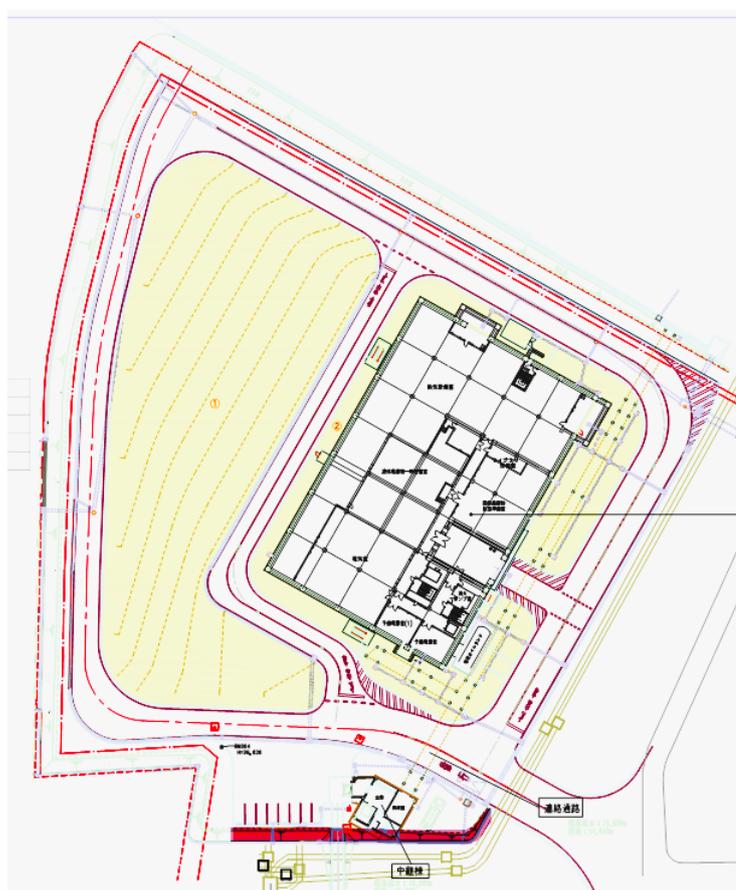
1 5. 特記事項

- (1) 受注者は機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (4) 作業の実施に当たっては、受注者は、機構や近隣住民と十分調整しトラブル等が発生しないよう努め、トラブル等が発生した場合には、機構に報告するとともに、機構と協議のうえ、受注者の責任と費用負担において解決すること。
- (5) 受注者は、故意又は過失により業務履行中に損害を機構に発生させた場合には、受注者の負担において損害を回復させなければならない。
- (6) 作業の実施に当たっては、保護めがね等を装着する等、作業の安全管理を徹底すること。
- (7) 高所での作業は、必ず2人以上で実施することとし、安全に十分配慮して実施すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、機構と協議の上決定すること。
- (9) 本作業は、帰還困難区域となるため、特殊勤務手当を従事者に支給すること。
- (10) 受注者は、本作業に従事する作業員に係る労働条件通知書（労働基準法第15条に規定する労働条件を明示した書面）に特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう周知する等必要な措置を講じなければならない。
- (11) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、原則3ヶ月毎に賃金台帳等で確認しなければならない。
- (12) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、作業終了後速やかに、原子力機構に賃金台帳等の書類を提出しなければならない。
- (13) 原子力機構が、受注者に対し本補助金事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めた場合にはその求めに応じること。

以上



■ : 施設管理棟の作業範囲



■ : 放射性物質分析研究施設第1棟の作業範囲